

令和2年5月会議

# 津幡町議会会議録

令和2年5月18日再開

令和2年5月18日散会

津幡町議会

# 令和2年津幡町議会5月会議会議録

## 目 次

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 議事日程（第1号の2）	3
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議時間の延長	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案等上程（議案第45号～議案第47号、承認第1号～承認第12号）	4
1. 議案に対する質疑	8
1. 委員会付託	8
1. 休憩（午前10時26分）	8
1. 再開（午後3時45分）	8
1. 委員長報告	9
1. 委員長報告に対する質疑	10
1. 討 論	10
1. 採 決	10
1. 休憩（午後3時53分）	11
1. 再開（午後3時54分）	11
1. 議会議案上程（議会議案第3号）	11
1. 質 疑	12
1. 討 論	12
1. 採 決	12
1. 閉議・散会（午後4時00分）	12
1. 署名議員	13

# 令和2年5月18日（月）

## ○出席議員（16名）

議長	酒井義光	副議長	荒井克
1番	小町実	2番	森川章
3番	竹内竜也	4番	八十嶋孝司
5番	西村稔	7番	森山時夫
8番	角井外喜雄	10番	塩谷道子
11番	多賀吉一	12番	向正則
13番	道下政博	14番	谷口正一
15番	洲崎正昭	16番	河上孝夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	小倉一郎	総務課長	酒井英志
企画財政課長	納口達也	町民福祉部長	羽塚誠一
産業建設部長	岩本正男	環境水道部長	八田信二
会計管理者 兼会計課長	吉田二郎	消防長	松浦清市
教育長	吉田克也	教育部長	吉本良二
河北中央病院事務長 兼事務課長	斎藤晶史		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山本幸雄	議会事務局長補佐	山本慎太郎
総務課統括課長補佐	田中圭	庶務係長	掃部富雄
監理課主事	長谷川直人	税務課主査	酒井誠

## ○議事日程（第1号）

令和2年5月18日（月）午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案等上程（議案第45号～議案第47号、承認第1号～承認第12号）

（質疑・委員会付託）

議案第45号 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第2号）

議案第46号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
について

議案第47号 津幡町常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例について

承認第1号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町一般会計補正予算  
（第9号））

承認第2号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町一般会計補正予算  
（第10号））

承認第3号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町国民健康保険特別  
会計補正予算（第4号））

承認第4号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第3号））

承認第5号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町介護保険特別会計  
補正予算（第5号））

承認第6号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第3号））

承認第7号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町バス事業特別会計  
補正予算（第3号））

承認第8号 専決処分の報告について（令和元年度（平成31年度）津幡町ケ  
ーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号））

承認第9号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町河合谷財産区特別  
会計補正予算（第2号））

承認第10号 専決処分の報告について（津幡町税条例等の一部を改正する条  
例について）

承認第11号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例について）

承認第12号 専決処分の報告について（令和2年度津幡町一般会計補正予算  
（第1号））

（休憩）

議案第45号 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第2号）から

議案第47号 津幡町常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例についてま  
で

承認第1号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町一般会計補正予算（第9号））から

承認第12号 専決処分の報告について（令和2年度津幡町一般会計補正予算（第1号））まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

**○議事日程（第1号の2）**

追加日程第1 議会議案第3号 津幡町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について  
（質疑・討論・採決）

**○本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

＜再開・開議＞

- 酒井義光議長 ただいまから、令和2年津幡町議会5月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 酒井義光議長 本日再開の5月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日1日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 酒井義光議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

- 酒井義光議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議長内でのマスクの着用を許可しておりますので、ご了承願います。  
議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構です。

＜会議録署名議員の指名＞

- 酒井義光議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本5月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において4番 八十嶋孝司議員、5番 西村 稔議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

- 酒井義光議長 日程第2 諸般の報告をいたします。  
本5月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和2年2月分及び3月分に関する例月出納検査の結果並びに地方自治法第199条第9項の規定による財政援助団体等監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
次に、さきの3月会議で可決された「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」及び「教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、ご了承願います。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案等上程＞

- 酒井義光議長 日程第3 議案等上程の件を議題とし、議案第45号から議案第47号まで、及び承認第1号から承認第12号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和2年津幡町議会5月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

ことしのゴールデンウィークは、5月6日こそ小雨がぱらつく少し肌寒い日でしたが、それ以外の日につきましては、好天に恵まれ、比較的穏やかで暖かく、過ごしやすい日が続きました。例年であれば、旅行、アウトドア、買い物などに出かけ、リフレッシュも兼ねて休日を満喫するところではありますが、ことしは、新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出の自粛、県をまたぐ移動の自粛など、ほとんどの時間を自宅で過ごした我慢ウィークとなりました。

4月7日、国は新型コロナウイルス感染の都市部での急速な拡大を受け、東京など7都府県を対象に、5月6日まで緊急事態を宣言いたしました。本町におきましても4月8日に津幡町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、できる限りの対策を講じてまいりました。石川県では、4月に入り、県内の感染者が急速に拡大したことから、事態を重く受け止め、4月13日に県全域に対して独自に緊急事態を宣言いたしました。しかし感染拡大は収まらず、国は4月16日に緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大し、加えて、石川県は特定警戒都道府県に指定されました。その後、国は5月4日に現段階で感染者数の減少が十分でなく、医療負担が高い現状を踏まえ、緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定いたしました。そして5月14日には、直近1週間の10万人当たりの新規感染者0.5人以下などを目安に、感染の状況、医療提供体制、検査体制の構築など総合的に判断した結果、新規感染者数は減少傾向に推移しており、感染の拡大は抑えられている状態であることから、石川県を含む39の県について、緊急事態宣言の解除を決定いたしました。

本町では、感染者の居住地が発表されるようになって以降、4月10日に初めての感染者が確認されており、県内においても幾つかのクラスターの発生等により、急速な広がりを見せ、全国の感染者数も現在1万6,000人を超えております。

5月17日現在、県内の感染状況は、感染者数287人、亡くなった人21人、治療中の方89人、退院された方177人となっております。本町では4月29日以来、感染者が出ておりませんでした。5月15日にクラスターによる感染者が1人発生し、累計で感染者数11人、治療中4人、退院7人となっております。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、感染された方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い回復を願う次第でございます。

本町の小中学校においては、5月6日までの臨時休業を5月31日まで延長し、また、町内の認定こども園及び放課後児童クラブにおきましても、登園、通所の自粛要請をしていたところがございます。さらに、町内の各公共施設等におきましては、当分の間、休館や使用禁止の措置をとらせていただいております。

町民の皆さまには、大型連休期間を含め、不要不急の外出の自粛をお願いし、小中学校や公共施設等の休業でもご不便、ご迷惑をおかけしているところがございますが、ご理解とご協力をいただいておりますことに、まずは深く感謝申し上げます。また、医療従事者や介護福祉関係者、生活関連の事業者、従業員の方々には、この厳しい状況の中にあつて、私たちの

暮らしを支えるために業務を継続し、ご尽力いただいていることに改めて感謝申し上げる次第でございます。

今回の危機を乗り越えるためには、町民の皆さまのご協力が必要不可欠でございます。手洗いや手指消毒、せきエチケットなどの感染予防の徹底や密閉、密集、密接の3密を避けていただくとともに、引き続き、不要不急の外出自粛をお願い申し上げます。

5月14日の緊急事態宣言の解除を受け、本町では5月15日に第6回津幡町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、町内の小中学校におきましては、5月20日から順次登校を開始し、25日から全ての小中学校で分散登校を実施いたします。そして6月1日から感染対策を講じ、再開することといたしました。また、町内の認定こども園及び放課後児童クラブにおきましては、登園、通所の自粛要請を解除いたしますが、5月末までの期間につきましては、家で保育が可能な場合は、登園、通所を控えていただくよう協力依頼を行うことといたしました。さらに、町内の各公共施設等におきましては、ほとんどの施設で5月31日まで休館、使用禁止とし、6月1日から感染防止対策を講じ、開館、利用再開する予定でございますが、今後の動向や状況を注視しながら、前倒し、あるいは延長についても適時対応してまいりたいと考えているところでございます。

新型コロナウイルスとの闘いは長期戦になると思われませんが、みずからの命と健康、大切な方の命と健康を守るため、そして、私たちの日常生活を取り戻すため、何とぞ、町民の皆様お一人お一人の責任ある行動と実践を切にお願い申し上げます。議員の皆様初め、町民の皆さまとともに心をついに力を合わせて、この難局をしっかりと乗り切っていきたいと考えている次第でございます。

それでは、議会3月会議以降の町政の概況につきましてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症から町民の皆さまの命と健康を守り、安全確保の観点から、現時点で7月までに予定をしていた町主催の全ての行事、イベントについては、中止とさせていただいているところでございます。

このような状況の中、感染予防対策に役立ててほしいと、4月17日から5月13日にかけて、町内の事業所や各種団体、個人の方々、合わせて12の寄附者から不織布マスク、手づくりマスク、消毒液、除菌噴霧器、創作菓子、生花の寄附がございました。寄附をされた方々からは、町のために何かできないか、困っている方の役に立ちたいなどの思いから、寄附をいただいたところでございます。配付先につきましては、寄附された方々の意思を尊重するとともに、緊急度や必要度などを考慮して対応させていただきました。寄附をいただいた方々に心から敬意を表しますとともに、改めて深く感謝申し上げます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

**議案第45号** 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ3億1,593万9,000円を追加するものでございます。

本補正の主なものとして、歳入におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する事業に対する国庫補助金や県補助金、財政調整基金繰入金を増額するほか、新庁舎等建設事業に係る福祉センター改修工事の増額に伴う町債の増額が主なものでございます。

一方、歳出では、総務費の福祉センター躯体補修工事に係る新庁舎等建設事業費や民生費の子育て世帯への臨時特例給付金給付事業費、さらに商工費の感染症緊急対策費として消費活動支援

事業費や小規模事業者事業継続等支援事業費の増額が主なものでございます。

第2表地方債補正は、新庁舎等建設事業の事業費増額に伴い限度額を変更するものでございます。

**議案第46号** 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院規則における新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の施行に伴い、本町における河北中央病院及び消防署の新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員の特殊勤務手当の特例を新たに設けるために改正を行うものでございます。

**議案第47号** 津幡町常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例について。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛や休業要請によって深刻な影響を被っている町民と町内事業者の状況を踏まえ、その影響として多くの方が経済的、精神的に苦痛を抱えておられることから、町民の皆さまが感じている痛みを少しでも共有すべく、新型コロナウイルス感染症対策費用に充てることを目的に、常勤の特別職の給与月額を令和2年6月から6カ月間、私は20%、副町長及び教育長は10%それぞれ減額することについて定めるものでございます。

次に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、その概要についてご説明申し上げます。

**承認第1号** 専決第3号 令和元年度津幡町一般会計補正予算（第9号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,574万3,000円を追加する専決処分をしたものでございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る緊急対策のため、社会福祉費及び児童福祉費について、緊急に対応する必要があったことから、令和2年3月17日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、その概要についてご説明申し上げます。

**承認第2号** 専決第4号 令和元年度津幡町一般会計補正予算（第10号）。

本補正は、年度末の計数整理などにより歳入歳出それぞれ2億9,295万7,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

歳入の減額補正につきましては、町税や地方交付税などが増額となったものの、各種事業の確定による国庫支出金や県支出金の減に加え、年度末の計数整理により財政調整基金繰入金が増額となったことなどによるものでございます。

歳出につきましては、2款総務費以外はいずれも減額補正としたもので、各種事業の確定等に伴う計数整理などにより減額となるものでございます。2款総務費の増額補正は、各種事業の確定等に伴う計数整理のほか、後年度の財政運営に備え、財政調整基金積立金を4,931万円増額したことによるものでございます。

第2表繰越明許費補正は、水田営農体制確立事業費ほか9事業について年度精算により繰り越しする額を変更したほか、それぞれの地域事情や個別事由における進捗状況等により、年度内に事業が完了しない見込みとなった新庁舎等建設事業費ほか2事業について新たに追加したものでございます。

第3表地方債補正は、大滝憩いの広場整備事業ほか11事業について、事業費確定に伴い限度額

をそれぞれ変更したものでございます。

**承認第3号 専決第5号** 令和元年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から**承認第9号 専決第11号** 令和元年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第2号）までの7つの特別会計では、年度末の計数整理などにより歳入歳出それぞれを減額する専決処分をしたものでございます。

**承認第10号 専決第12号** 津幡町税条例等の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法等の一部改正に伴い、土地または家屋について、現に所有している者の申告の制度化や浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置など、4月1日の施行から直ちに対応の必要がある部分について、改正を行う専決処分をしたものでございます。

**承認第11号 専決第13号** 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の上限額及び軽減措置に係る算定基準の改正を行う専決処分をしたものでございます。

**承認第12号 専決第14号** 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第1号）。

本補正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、歳入歳出それぞれ37億9,600万円を追加する専決処分をしたものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として国民1人当たり10万円の特別定額給付金の給付事業について、緊急に対応する必要があったことから、令和2年4月30日付けで専決処分を行ったものでございます。

以上、緊急を要するものとしたしまして、本5月会議にご提案を申し上げました議案及び専決処分に係る承認案件の概要をご説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、今後もさらに新型コロナウイルス感染症対策としての町単独施策が必要であると考えております。そして、その施策は迅速な対応が求められるので、予算措置などにつきましては、議員の皆さまのご理解をお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

#### <議案に対する質疑>

○酒井義光議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○酒井義光議長 ただいま議題となっております議案第45号から議案第47号まで、及び承認第1号から承認第12号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会で、議案の審査方よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午前10時26分

〔再開〕 午後3時45分

○酒井義光議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第45号から議案第47号まで、及び承認第1号から承認第12号までを一括して議題といたします。

#### <委員長報告>

○酒井義光議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

道下政博総務産業建設常任委員長。

〔道下政博総務産業建設常任委員長 登壇〕

○道下政博総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第46号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第47号 津幡町常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例について、

以上、2件の条例の一部を改正する条例について及び条例の制定については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第10号 専決処分の報告について（津幡町税条例等の一部を改正する条例について）は、全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○酒井義光議長 八十嶋孝司文教福祉常任委員長。

〔八十嶋孝司文教福祉常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

承認第11号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○酒井義光議長 谷口正一予算決算常任委員長。

〔谷口正一予算決算常任委員長 登壇〕

○谷口正一予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第45号 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第1号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町一般会計補正予算（第9号））、

承認第2号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町一般会計補正予算（第10号））、

承認第3号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、

承認第4号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））、

承認第5号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））、

承認第6号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））、

承認第7号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））、

承認第8号 専決処分の報告について（令和元年度（平成31年度）津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号））、

承認第9号 専決処分の報告について（令和元年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第2号））、

承認第12号 専決処分の報告について（令和2年度津幡町一般会計補正予算（第1号））、

以上、10件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○酒井義光議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○酒井義光議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○酒井義光議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○酒井義光議長 これより議案採決に入ります。

議案第45号から議案第47号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第47号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号から承認第12号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第12号までは、いずれも承認されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後3時53分

〔再開〕 午後3時54分

○酒井義光議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、多賀吉一議員ほか2名から、議会議案第3号 津幡町議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### <議会議案上程>

○酒井義光議長 追加日程第1 多賀吉一議員ほか2名提出の議会議案第3号 津幡町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について、提案理由の説明を求めます。

多賀吉一議員。

〔11番 多賀吉一議員 登壇〕

○11番 多賀吉一議員 議会議案第3号 津幡町議会の議員報酬の特例に関する条例について、地方自治法第112条並びに津幡町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

提出者は私、多賀吉一、賛成者、道下政博議員、河上孝夫議員でございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言が発出され、多くの町民や町内事業者の皆さまが要請を受け、外出自粛、休業等を余儀なくされることとなりました。その結果、所得や売り上げが激減し、生活や資金繰りに窮するなど深刻な事態に陥っています。また、子どもたちにとっても長期の休校により通常の教育を受けることができず、友だちと遊ぶことができず、大きなストレスとなっています。

そこで、このような深刻な影響を被っている多くの町民の皆さまの経済的、精神的な痛みを議員一同でも共有すべく、新型コロナウイルス感染症対策費用に活用することを目的に、議員報酬の月額を令和2年6月から6カ月間、10%の減額を提案するものでございます。

議員各位におかれましては、本提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

#### <質 疑>

○酒井義光議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○酒井義光議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○酒井義光議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第3号 津幡町議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてを採決いたします  
この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者15人 不起立者0人]

○酒井義光議長 起立全員であります。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### <閉議・散会>

○酒井義光議長 以上をもって、本5月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和2年津幡町議会5月会議を散会いたします。

午後4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 酒井 義光

署名議員 八十嶋孝司

署名議員 西村 稔

## 参 考 資 料

1. 議会議案	1
1. 委員会審査結果表	2

令和2年5月18日

津幡町議会議長 酒 井 義 光 様

提出者 津幡町議会議員 多 賀 吉 一  
賛成者 津幡町議会議員 道 下 政 博  
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

津幡町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

---

津幡町議会議員の議員報酬の特例に関する条例

津幡町議会議員の議員報酬の月額を、令和2年6月1日から同年11月30日までの間において、津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年津幡町条例第7号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる議員報酬の月額から、その額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の算定の基礎となる議員報酬の月額は、同表に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

提案理由 令和2年6月1日から同年11月30日までの間における議員報酬の額に関する特例を定めるもの。

令和2年津幡町議会5月会議  
常任委員会議案審査結果表  
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第46号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第47号	津幡町常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例について	〃
承認第10号	専決処分の報告について（津幡町税条例等の一部を改正する条例について）	承認

令和2年津幡町議会5月会議  
常任委員会議案審査結果表  
文教福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
承認第11号	専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	承認

令和2年津幡町議会5月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第45号	令和2年度津幡町一般会計補正予算（第2号）	原案可決
承認第1号	専決処分の報告について（令和元年度津幡町一般会計補正予算（第9号））	承認
承認第2号	専決処分の報告について（令和元年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	〃
承認第3号	専決処分の報告について（令和元年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	〃
承認第4号	専決処分の報告について（令和元年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））	〃
承認第5号	専決処分の報告について（令和元年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））	〃
承認第6号	専決処分の報告について（令和元年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））	〃
承認第7号	専決処分の報告について（令和元年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））	〃
承認第8号	専決処分の報告について（令和元年度（平成31年度）津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号））	〃
承認第9号	専決処分の報告について（令和元年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第2号））	〃
承認第12号	専決処分の報告について（令和2年度津幡町一般会計補正予算（第1号））	〃